

「富士見市地域防災計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成25年10月17日

富士見市自治振興部安心安全課

富士見市は「富士見市地域防災計画（案）」に対する意見の募集を、平成25年8月1日から平成25年8月31日まで行いました。その結果34件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。意見については、複数の意見もあることから要約しています。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成25年8月1日～平成25年8月31日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参

No.	意見概要	対応方針	市の考え方
1.	1-10 頁 3 行目 「(3) 人的被害」 富士見市民の市外における死傷や帰宅困難者化が考慮されていないように思います。	原案のとおりとします。	市内における帰宅困難者を想定し、その対策については一時滞在施設の確保や、飲料水・食料等の提供を計画しています。また、市外での帰宅困難者対策については、他の自治体との連携を強化するように努めます。
2.	1-10 頁下から 9 行目 (5) 帰宅困難者 平成19年度埼玉県地震被害想定調査の「帰宅困難者」は、当市案とは逆の定義となっており、「富士見市に居住する人が富士見市外で帰宅困難となる人数」を 14,718 人としています。また、食料・水・休憩場所の提供や、通過者の名簿を作って安否確認に供する、などが考えられます。		
3.	1-10 頁下から 9 行目 (5) 帰宅困難者 「市内に在住」し、災害時に市外に在勤・在学あるいは滞在・通過していた市民についての対策は載っているのか？未帰宅者に関する安否確認に繋がる情報受発信を当該者双方に委ねっ放しと同じではないでしょうか。	原案のとおりとします。	市内における帰宅困難者を想定し、その対策については一時滞在施設の確保や、飲料水・食料等の提供を計画しています。 また、安否確認等については、災害伝言ダイヤルを活用するなど周知を行っています。

No.	意見概要	対応方針	市の考え方
4.	1-10 頁下から 11 行目「供給支障人口」 停電によりマンション受水槽へ水が入らない事態、高台の水圧が低下する事態が算定に入っているか疑問です。	原案のとおりとします。	「供給支障人口」はマンションに居住する住民を含め、全住民を対象に在宅率が高い夜間の時間帯を算定しています。
5.	1-19 頁 13 行目「②事務所等における訓練 学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事務所は」 「事務所」は「事業所」の方が良いと思います。また、「興行場」を「商業施設」に変えてはどうでしょうか。	ご指摘を参考に修正します。	「事務所」を「事業所」に、「学校、病院、興行場及び」を「学校、病院、商業施設及び」に修正します。
6.	1-22 頁下から 16 行目「防災行政無線（略）デジタル化に向けた検討を行う」 防災無線を使って文字データを携帯電話に送信できるよう、国に働きかけてはどうでしょうか。	原案のとおりとします。	災害時の情報伝達につきましては、防災メールなどさまざまな情報伝達ツールをフルに活用し、被災者に正確な災害情報を伝えていきたいと考えています。
7.	1-24 頁 11 行目「被災自治体からの避難者を市内公共施設に受け入れる」 応急対策・復旧・復興における行政機関・企業・団体の要員の宿泊先を確保することも必要かと思われます。	原案のとおりとします。	過去の大規模な災害事例ではボランティアを含め、行政、企業等の宿泊は、各自で確保するのが原則となっています。
8.	1-29 頁 9 行目「(2) 災害対策本部の設置場所」 市役所とすべて近接していて、「富士見市洪水ハザードマップ」によると浸水するおそれがあり、「本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、他の公共施設に（略）」では計画としては弱く、鶴瀬西地区あたりを 4 位に指定した方が良いかと思います。	原案のとおりとします。	災害対策本部の設置について本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、震災・水害などの状況に応じて、決定することになりますので、「他の公共施設に」という記述にしました。
9.	1-35 頁「指定地方公共機関」 1-36 頁の「公共的団体・その他防災上重要な施設管理者」に、「ビル管理会社、エレベーター保守管理会社」を入れてはどうでしょうか。	原案のとおりとします。	埼玉県地域防災計画に準じて計画しています。
10.	1-36 頁 1 行目「8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者」 指定管理者が入っていないように思います。ガーデンビーチや駐輪場については、一般の事業所と同じく、利用者を安全に避難させるのみですが、体育館や葬祭場については、市と一体となつての避難所運営や業務継続を求められているのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。	指定管理者は災害時において、地域防災計画に基づき、市と一体となつて施設管理及び運営を行います。
11.	1-48 頁下から 13 行目「2 市民の自主避難」 勧告や指示が出る前に、各自の判断において避難をするのを「自主避難」と呼ぶかと思ひます。しかし、前後の文章は、勧告や指示による避難のことを述べています。	ご指摘を参考に修正します。	「2 市民の避難」に修正し、避難方法の文章中の前段部分「避難勧告等により」を削除します。

No.	意見概要	対応方針	市の考え方
12.	1-55 頁 1 行目「災害時飲料用井戸」 使わない井戸は水質が悪化しますので、地盤に影響しない程度で、日常的にグラウンド散水やトイレに利用してはどうでしょうか。	原案のとおりとします。	各学校における災害時飲料用井戸は、花壇や校庭の水撒きなどで、定期的に使用するよう周知を図っています。
13.	1-55 頁 10 行目「(2) 食料・生活必需品その他備蓄」 学校給食の食材のうち常温で長期保存が可能な物を、給食として出す日より前に購入し、学校に備蓄、調理する日にセンターに戻すことが考えられます。 あるいは、ららぽーと予定地北端の市所有公共用地にセンター用の常温食材庫を整備することも考えられます。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
14.	1-55 頁下から 2 行目「簡易間仕切り」 専用品ではなく普通の学校教育の中で活用できる物として欲しいです。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
15.	2-9 頁 3 行目「公共施設の管理者は（略）公共的民間施設についても安全対策の充実促進を図る」 エレベーターの耐震化、地震時管制運転装置の設置改修、そして、かご内への非常用品の配置を推進・啓発してほしいです。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
16.	2-13 頁 8 行目「平常時に消防機関、医療機関などの関係機関・団体と活動体制について統一的な運用方策を協議しておくものとする」 事前にどのマンション・ビルがどのエレベータ保守会社の管理か把握し、電話回線が途絶した場合の連絡方法や役割分担、担当保守会社が対応不能な場合に別の会社で対応可能かどうかについて協議しておくことが必要ではないでしょうか。消防力は火災・倒壊現場等に振り向けるため、基本的には保守会社が救助の主体となるべきかと思えます。	原案のとおりとします。	マンション・ビルの防災対策は自助・共助という視点で管理組合等が主体となるものと考えており、市では防災訓練等を通じて防災意識の啓発を行っています。
17.	2-15 頁上から 14 行目「被災所有者からの申し出」 所有者と居住者が同一の場合のみ想定している表記かと思えます。賃貸住宅において、オーナーが安否不明の場合や、災害で倒産や相続が発生して現所有者が判然としない場合もあります。なお、2-57 頁 3 行目以下と微妙に要件が異なっているように思われます。	ご指摘を参考に修正します。	2-57 ページと内容が重複しておりますので、2-15 ページの「(3) 住宅関係の①障害物除去の対象」の内容を削除します。
18.	2-17 頁 1 行目「第 6 節 緊急輸送対策」 ・鉄道も考慮に入れられるかもしれません。	原案のとおりとします。	鉄道を利用した緊急輸送対策は、今後の課題とします。
19.	2-17 頁表内中段「② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送」 被災地内の帰宅困難者の移動も入れた方が良くと思います。	原案のとおりとします。	帰宅困難者についても、②の文章中の「被災者」の中に含まれています。

No.	意見概要	対応方針	市の考え方
20.	2-18 頁下から 12 行目「文化の杜公園」 ヘリ運用時にフォークリフトを使えるように、舗装・植樹の配置を変えるか、非常時には滑り止めの付いた鉄板・ゴムシートを芝生上に敷設できるようにした方が良いと思います。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
21.	2-18 頁下から 5 行目「4 水路による輸送」 東上線沿線自治体で、秋ヶ瀬リバーステーション（緊急用船着場）を平時より活用することで、災害時にもすぐに使える状態に保ってはどうか。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
22.	2-18 頁下から 2 行目「新河岸川……南畑橋付近、木染橋付近」 応急陸揚げ基地として利用するには、河川敷まで下れる道が必要です。サイクリングコースを、浦和所沢バイパス岡坂橋と同様に、橋の下をくぐる形にしてはどうか。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
23.	2-18 頁下から 1 行目「荒川……富士見市運動公園付近」 既存の民間栈橋を活用してはどうか。荒川兩岸河川敷で営業しているゴルフ場が、客の移動のために、連絡船を運航しています。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
24.	2-19 頁 6 行目「② 被災により配給機関が通常の配給を行うことができない…場合」 食糧管理法による米穀配給通帳があったころの表記に思えます。米も通常の食品と同様に、平時には「配給」ではなく「販売」されているに過ぎないのではないのでしょうか。	ご指摘を参考に修正します。	ご意見を参考に②の部分を削除します。
25.	2-29 頁 7 行目「3 遺体の埋・火葬」 「しののめの里」が災害時でも業務を継続できるようにして欲しいです。災害時には都市ガスの代替燃料として、灯油や LP ガスも使えるようにしている施設もあるようですので、もし、未対応であれば、次回大規模修繕時に対応された方が良いと思います。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
26.	2-30 頁 10 行目「⑤ 非常用電源の確保を行う」 （仮称）ららぽーと富士見に関する意見交換会で、ソーラーパネルの話があったが、これを市役所等に給電できるようにできないでしょうか。	原案のとおりとします。	市庁舎には非常用電源を設置していますので、対応できるものと考えています。
27.	2-44 頁 2 行目「帰宅支援ステーション」 新河岸川に隣接する「下の谷公園（グラウンドゴルフ場）」にオープンカフェを誘致して、志木方面から徒歩移動する帰宅困難者の給水・休息拠点としてはどうか。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。

No.	意見概要	対応方針	市の考え方
28.	2-48 頁 16 行目「⑤ 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する」、外国人については、「駐日外国公館への安否情報の提供」が必要かと思われませんが、2-53 頁 7 行目「(1) 安否確認の実施」の記載で対応でしょうか。	原案のとおりとします。	2-53 ページ「(1) 安否確認の実施」で対応します。
29.	2-51 頁「応急教育実施の予定場所」－「特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合」 ②と③の間に、応急仮設校舎完成までの繋ぎとして、「民間事業者や大学に依頼して応急教室を開設する」も入れた方が良いでしょう。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
30.	・ららぽーとの来客者・従事者及び周辺住民の安全確保のため、市との防災協定を締結し防災備蓄倉庫と避難場所の確保を三井不動産として検討願いたいと発言したところ、前向きな回答があった。防災計画（案）に加筆してください。	原案のとおりとします。	災害協定については、今後自治体、企業、各種団体と締結を推進していきます。
31.	・山室1丁目在住市民のための災害備蓄品倉庫は、どこにあり、保管備蓄品の内訳及び数量については知らされていないように思うが、地域防災計画（案）の議論の中に盛り込んでいただくようお願いします。	原案のとおりとします。	災害備蓄品倉庫は避難所となる市内小中学校及び、市庁舎に設置しています。
32.	・8月下旬、17時過ぎに第三保育所近く(?)に落雷があった。1時間弱停電があったが、こんな時こそ防災無線で情報提供をしてほしい。	原案のとおりとします。	貴重なご意見として承ります。
33.	(第7節 放射性物質事故災害応急対策について) 原子力発電所における事故について「市域に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において」とあるが、どこの原子力発電所を想定しているのか。	原案のとおりとします。	特定の原子力発電所の災害を想定していません。県外の原子力発電所等での事故が発生し、放射線の影響が市内に及ぶ方が一の事象を想定し、埼玉県地域防災計画の内容に準じました。
34.	要支援者1次避難所で生活する場合の支援対策について	原案のとおりとします。	避難スペースの優先的確保、識別表示の工夫など、必要な対応を図ります。